



自宅に風呂のない方などに入浴券を交付

市内在住の70歳以上のみの世帯で次の①②いずれかに該当する方

①介護保険法に基づく要介護1以上の認定を受けておらず、自宅に入浴設備がない※申請後、職員が現地調査②介護保険法に基づく非該当、要支援1・2の認定を受けていて、身体的状況などで自宅の風呂を使用できない※公衆浴場まで自力で往復できない方、生活保護世帯に対する入浴料金助成事業の対象となる方、入院中または施設入所の方は対象外

7月1日(木)から1年間、調布市と狛江市の公衆浴場で利用できる入浴券を交付(年間36枚)

無料 健康保険証や運転免許証などの本人確認のできる身分証明書、印鑑

6月22日(月)から直接高齢者支援室(市役所2階。代理人不可) ☎481-7150へ

7月の調布市難病相談窓口

毎週月・火・木・金曜日

午前9時～午後5時(要予約)

☎電話で障害福祉課 ☎481-7094へ

認知症デイサービス見学会

認知症サポーターのフォローアップ体験です。

7月8日(木)午前11時～11時30分

調布市国領高齢者在宅サービスセンター(国領町3-8-1) 市内在住・在勤・在学の認知症サポーター養成講座修了者 申し込み順4人 無料

☎電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社 ☎481-7711へ

調布ゆうあい福祉公社相談事業 法律相談

7月9日(木)午前10時30分～正午

申し込み順2人(1人40分)

無料

7月8日(木)までに電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社 ☎481-7711へ

認知症サポーター養成講座

7月15日(木)午前10時～11時30分

文化会館たづくり10階1002学習室

市内在住・在勤・在学の方

申し込み順15人 無料

筆記用具

受講者には認知症サポーターの証「オレンジリング」を授与

☎電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社 ☎481-7711へ

10の筋力トレーニング おさらい会

7月15日(木)

午後1時45分～2時30分(初級)、2時40分～3時25分(中級)、3時35分～4時(上級)

総合福祉センター2階202・203会議室

65歳以上で要介護の認定を受けていない市民※医師から運動制限を受けている方は医師に相談の上参加

理学療法士 申し込み順20人

無料 飲み物

6月22日(月)から電話で高齢者支援室 ☎481-7150へ ※申込時、参加希望の級を確認

障害年金・個別相談会

7月17日(金) 午前9時30分～、10時30分～、11時30分～ 総合福祉センター4階

市内在住の障害や疾患のある方と家族、支援者(受給の有無は不問)

社会保険労務士による障害年金の受給資格や申請方法など、個別相談(1人50分程度)

各回申し込み順3人 無料

6月22日(月)～7月10日(金)にFAXまたは電話でドルチェ ☎490-6675・☎444-6606へ (社会福祉協議会)

暮らしの情報

安全・安心なまちづくり

防災行政無線の保守点検

点検の際に点検音が漏れる場合があります。

6月22日(月)～7月2日(木) 午前9時～午後5時 総合防災安全課 ☎481-7346

ご存知ですか 宅地造成等規制

梅雨や台風の時期は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、崖やよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。

特に、危ない崖や不完全なよう壁で覆われているところにある家では、大きな被害を受けるだけでなく、隣接する方々の生命・財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

そのため、法律(宅地造成等規制法)で定められた区域内で一定の高さ以上の切土・盛土をしたり、よう壁などを築造するときは、問い合わせ先へ事前の許可が必要となります。

また、関係機関から改善などの措置をとるよう勧告を受けている方は、補強、改良などの工事を行ってください。

東京都多摩建築指導事務所開発指導二課 ☎042-364-2388 (総合防災安全課)

65歳以上の方

7月上旬に介護保険料決定(納入)通知書を発送



高齢者支援室

介護保険料について/介護保険担当 ☎481-7504

シルバーパスについて/高齢福祉担当 ☎481-7150

介護保険料は令和元年の所得などに応じて決まります。納付方法は特別徴収(年金差引き)と普通徴収(納付書・口座振替)の2通りです。介護保険料を滞納すると、サービスを利用する際に利用者負担の割合が引き上げられるなどの措置が取られる場合があります。納期限内に納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

独自減額制度

65歳以上の方で、令和2年度の介護保険料の所得段階が第2段階または第3段階に該当し、一定の要件を満たす方は、7月31日(金)までに申請すると、介護保険料全額を第1段階に減額します。要件などの詳細は、市または電話でお問い合わせください。

シルバーパス申込時の必要書類としても使用可能

介護保険料決定(納入)通知書は、東京都シルバーパス申し込みの際、所得状況などの確認書類として使用できます。再発行はできませんので大切に保管してください。

所得段階別保険料

保険料額は100円未満切り捨て ★基準額

所得段階	市町村民税課税状況		対象者要件	基準額に対する割合	保険料(年額)
	本人が課税者	世帯全員が非課税者			
第1段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	0.3	2万160円
第2段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	老齢福祉年金受給者		
第3段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	80万円以下	0.5	3万3600円
第4段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	80万円超～120万円以下	0.7	4万7040円
第5段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	120万円超	0.8	5万3760円
第6段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	80万円以下	1	★6万7200円
第7段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	80万円超	1.1	7万3920円
第8段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	120万円未満	1.25	8万4000円
第9段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	120万円以上～200万円未満	1.5	10万800円
第10段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	200万円以上～300万円未満	1.7	11万4240円
第11段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	300万円以上～400万円未満	1.9	12万7680円
第12段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	400万円以上～600万円未満	2.2	14万7840円
第13段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	600万円以上～1000万円未満	2.4	16万1280円
第14段階	本人が課税者	世帯全員が非課税者	1000万円以上～1500万円未満	2.65	17万8080円
	本人が課税者	世帯全員が非課税者	1500万円以上～3000万円未満	2.9	19万4880円
	本人が課税者	世帯全員が非課税者	3000万円以上		

※令和2年度は低所得者に対する軽減強化として、第1段階～第3段階の基準額に対する割合を引き下げ

要介護・要支援認定を受けている方と介護予防・日常生活支援総合事業対象の方へ

7月中旬に介護保険負担割合証を発送

負担割合は令和元年の所得や世帯構成に応じて1割～3割になります。

負担割合証到着後、負担割合・適用期間をご確認ください。

適用期間/8月1日(出)～令和3年7月31日(出)

